

INDEX

- ・令和7年介護サービス施設・事業所調査にご協力ください。
- ・居宅サービスの「電子申請・届出システム」による変更届・加算届受付について
- ・「令和7年度 生産性向上に向けた人材育成セミナー ～人材育成の仕組みづくり～」(動画配信形式)
- ・居住支援特別手当事業に関するお知らせ
- ・「介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業」において、①訪問介護員補助者 同行支援 ②防犯機器等導入支援 の補助金事業を新たに開始します！
- ・地域を支える「訪問介護」応援事業における補助金事業の交付申請を受付中です！
- ・令和7年度 介護職員スキルアップ研修【実践編】 受講生募集開始！
- ・ポータルサイト「ふくむすび」のマイページ機能が新しくなりました！
- ・令和7年度第1 回福祉用具専門相談員スキルアップ講習会のご案内
- ・令和7年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・令和7年度東京都認知症シンポジウムの開催について
- ・(厚生労働省所管)・東京都消費生活総合センターからのお願い Part5&「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

令和7年9月1日発行 第254号

お知らせ

○ 令和7年 介護サービス施設・事業所調査にご協力ください。(厚生労働省所管)

介護サービス行政の推進に役立てるため、厚生労働省は、全国の介護サービス施設・事業所を対象に、介護サービスに関する実態調査を実施します。本年は、一部の施設・事業所を対象として、介護保険施設・訪問看護ステーションの利用状況も調査します。調査結果は、今後の介護サービス行政の方向性を決めるための資料として活用されます。ご協力をよろしくお願いいたします。

【調査方法】

○以下の日程で調査票が届きます。

回答期限までに、調査日「2025(令和7)年10月1日」現在の状況をご回答ください。

事業を開始した時期	調査票が届く時期	回答期限
2025(令和7)年5月1日以前	9月下旬から10月上旬	10月17日
2025(令和7)年5月2日から9月30日	11月中旬	12月5日

○この調査は、国の委託を受けた「株式会社インテージ」が、各介護サービス施設・事業所に調査票を送付し回収します。

○全ての調査票で、政府統計オンライン調査総合窓口 (<https://www.e-survey.go.jp/>) からオンライン回答ができます。

【調査・回答に関するお問合せ】 厚生労働省福祉・介護施設調査事務局

開設期間:令和7年9月24日(水)～12月26日(金)

月曜～金曜(祝日を除く) 10時～18時

連絡先: 0120-577-714 (通話料無料)

調査についてのお問合せは、直接こちらの事務局にお願いします。

○居宅サービスの「電子申請・届出システム」による変更届・加算届受付について

東京都では、居宅サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めており、令和6年度から、新規指定申請について、国の「電子申請・届出システム」により受付を行っております。

居宅サービス(特定施設入居者生活介護を除く)における変更届・加算届に関しても、令和7年8月1日から、「電子申請・届出システム」での受付を開始しておりますので、お知らせいたします。(※)

「電子申請・届出システム」での提出にあたっては、GビズIDの取得が必要となります。介護サービス事業者の皆様におかれましては、下記についてご確認いただき、電子申請に必要な準備を済ませていただくようお願いいたします。

なお、加算届については、これまで「居宅サービス事業所 加算届提出用アプリ」(以下、「加算届提出用アプリ」)にて受け付けておりましたが、加算届の「電子申請・届出システム」による受付開始に伴い、令和7年10月末をもって加算届提出用アプリの運用は終了します。加算届の提出を予定されている場合は、お早目の提出をお願いします。

※ 加算届は、令和7年8月から令和7年10月末までは、加算届提出用アプリ、電子申請・届出システムのいずれの方法でも受け付けます。

※ オンライン申請を希望しない場合は、従来どおり、郵送による提出も受付いたしますが、令和8年度には原則オンライン申請となる予定ですので、ご注意ください。

「電子申請・届出システム」による申請方法について

・Gビズは、行政サービスを利用するための共通認証システムで、電子申請にあたってはGビズIDのアカウント作成が必要になります。以下のリンク先、デジタル庁のホームページから申請します。デジタル庁ホームページ:<https://gbiz-id.go.jp/top/>



・GビズIDのアカウントの作成方法については別紙「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き(事業所向け)」をご確認ください。

【東京都福祉局 HP 掲載リンク】(P11～34「GビズIDの取得」)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/jigyosyamuke_tebiki-pdf



・「電子申請・届出システム」ログイン画面

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



・変更届・加算届の掲載 HP

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib

「既に指定を受けた介護事業者の皆様へ」から、該当サービスのページにお進みください。



問合せ先

・GビズIDに関すること

GビズIDヘルプデスク

TEL:0570-023-797 ※受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

メール:<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>



・居宅サービスに係る電子申請・届出システムによる申請に関すること

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

①電子申請・届出システムによる申請に関するお問合せ先 TEL:03-3344-7270

②新規指定申請、変更届等に関するお問い合わせ先
※受付時間 9:30～17:30(土・日・祝日、年末年始を除く)

TEL:03-3344-8517

・本件に関するその他のお問合せ、事業所運営や介護報酬の制度に関する問合せは、原則、以下のお問い合わせフォームからお願いしております。

東京都福祉局＞高齢者＞東京都介護サービス情報

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

※「＜質問フォーム＞都指定の居宅サービスに関するご質問はこちらから」から
アクセスください。



○「令和7年度 生産性向上に向けた人材育成セミナー
～人材育成の仕組みづくり～」(動画配信形式)

お知らせ

視聴無料

令和7年度

公益財団法人
東京都福祉保健財団
【介護現場改革促進等事業】



生産性向上に向けた 人材育成セミナー!!

～人材育成の仕組みづくり～

「介護サービスの質の向上」のためには、人材の定着・確保、そして職員の成長の仕組みとしてのキャリアパスの構築が重要です。

本セミナーでは、人材育成の仕組みづくりについてお悩みの事業所の皆さまへ、そのポイントをお伝えいたします。

	配信内容	対象	時間	主な内容(予定)
1	生産性向上に向けた 人材育成セミナー ～人材育成の仕組みづくり～	経営層 管理者層 法人管理部門向け	60分 (予定)	・生産性向上に向けた人材育成の必要性 ・人事制度・キャリアパスのポイント ・OJTの仕組みづくり ・都内事業所事例
2	リーダー層向け 人材育成セミナー ～部下とのコミュニケーションや OJT のノウハウを学ぼう～	リーダー層向け	40分 (予定)	・人材育成の必要性と生産性の定義 ・OJTによる指導・育成 ①信頼を高めるポイント ②部下育成のポイント

受講決定時に視聴用のパスワード、動画 URL 等をメールにてお送りいたします。

なお、視聴用のパスワード、動画 URL 等を施設・事業所内で共有いただければ、どなたでもご視聴いただけます。

- 配信期間: 令和7年9月25日(木曜日)～令和8年1月14日(水曜日)
- 対象事業所: 都内介護事業所
- 動画時間: 約100分
- 申込方法: 「オンライン受付システム」にログインし、施設・事業所毎にお申込みください。
(財団ホームページからもアクセスできます。)



オンライン
受付システム

【オンライン受付システム】<https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/genbakaikaku/>
【財団ホームページ】https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/ikusei_seminar/

●申込受付開始

令和7年9月1日(月曜日)

●申込締切

令和7年12月17日(水曜日)※最終締切



昨年度の受講者の声

キャリアパスの重要性や活用方法を具体的に知ることが出来ました！

人材育成やキャリアアップに関しての骨格が不透明な部分を感じていましたが、現状把握及び再構築に向けての基軸となりました！

どの様に成長を促せばいいのかだったり、職員とのコミュニケーションの大切さだったりがとても大切なことだと改めて感じました！

なんとなくやっていたOJT制度を見直すきっかけになりました！

●お問い合わせ

介護職場サポートセンターTOKYO

～いきいきと働ける職場改善に取り組む事業所の皆様に応援します～

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室

介護現場改革担当(セミナー) 富山・南

TEL:03-3344-7275

FAX:03-3344-8531

メール:genbakaikaku-seminar@fukushizaidan.jp



人材育成セミナーサイト

○令和7年度 介護職員スキルアップ研修【実践編】

お知らせ

受講生募集開始！

1 研修の目的

高齢者介護において、その人らしい暮らしを支えるためには介護職や医療職との連携は不可欠です。日常生活を支援する介護職員には、高齢者の心身の変化にいち早く気づき適切に医療職につなげる役割が期待されます。

そこで、本研修では、職場内の職員育成にあたる中堅職員が、高齢者の医療的知識や医療職との連携のポイントについて実践的に学ぶことで、職場全体における介護の質を高めることをめざします。

2 対象

都内に所在する以下(①～⑭)の介護保険事業所において A、B、C の条件を全て満たした方

A:介護職員として実務に従事していること

B:介護福祉士等の資格を有すること

C:研修受講後に事業所内での伝達研修を行えること

①訪問介護事業所(夜間対応型含)	②訪問入浴介護事業所	③通所介護事業所(認知症対応型、地域密着型含)
④通所リハビリテーション事業所	⑤短期入所生活介護事業所	⑥短期入所療養介護事業所
⑦認知症対応型共同生活介護事業所	⑧小規模多機能型居宅介護事業所	⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
⑩特定施設入居者生活介護事業所 (包括型、地域密着型含。ケアハウス、有料老人ホーム 及びサービス付高齢者向け住宅)	⑪介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所含)	⑫介護老人保健施設
⑬介護医療院	⑭看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	

3 研修受講の流れ (①～⑤の全課程ご参加願います)

①講義動画視聴 (収録型 WEB 研修)	配信期間:令和7年 11月5日(水)10:00～11月19日(水)17:00	
↓ ②動画視聴後 レポート提出	令和7年 11月20日(木)〆切 (Google フォームより提出) ※提出いただけない場合は③講義・演習に参加いただけませんのでご注意ください。	
↓ ③講義・演習 (Zoom によるライブ型 WEB 研修)	第1回(定員 75名) 令和7年 12月9日(火) 13:30～16:00	第2回(定員 75名) 令和7年 12月22日(月) 13:30～16:00
	※各回とも内容は同じです。	
↓ ④事業所にて 伝達研修を実施	演習終了後、令和8年2月上旬までに実施	
↓ ⑤伝達研修報告書を提出	令和8年2月6日(金)〆切 (Google フォームより提出)	

4 受講料 無料

5 定員 75名/各回

6 内 容

	科目名(時間)	内容・講師
収録型WEB研修	高齢者の日常生活における介護の気づき(90分)	脱水や低栄養状態、誤嚥性肺炎など、高齢者に多い症例を出しながら、介護職員として医療知識の有無が高齢者の生活の質にどのような影響を与えるかを考え、高齢者自身がその人らしく暮らすために必要な医療知識を学ぶ。 医療法人社団つくし会理事長 新田國夫 氏
	高齢者の日常生活を支える介護における気づき(実践編)(70分)	医療的知識に基づく高齢者の心身の変化に対する気づきの幅を広げ、利用者一人ひとりに即したケアを行うために必要な視点を学ぶ。 いきいき訪問看護ステーション 宮近郁子 氏
集合型研修	医療介入への気づきと状態の観察とその対応(130分)	利用者の日々の変化に医療的ニーズがあることに気づき、観察の視点と利用者の健康状態の確認方法について学ぶ。 いきいき訪問看護ステーション 宮近郁子 氏

7 申込み〆切 **令和7年9月17日(水)** ただし、定員になり次第締め切ります。

8 申込方法

- ① 各施設・事業所ごとに発行されているID・パスワードで「けんとくん」にログインし、受講申込フォームに必要事項を入力の上、お申込みください。
- ② 研修のお申込み状況は、「けんとくん」ログイン後の「申し込み確認」からご確認いただけます。
- ③ 「けんとくん」に団体登録がお済みでない法人・事業所は下記の URL にアクセスし、「新規団体登録」をお願いします。ID、パスワードが発行されるまで、2～3 営業日かかる場合があります。申込締切日を勘案のうえ、手続きをお願いします。

【新規団体登録 URL】<https://www.kentokun.jp/>

【お申込み・お問合せ先】

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター研修室(升田・結城・横山)
〒112-0006 東京都文京区小日向 4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター
TEL:03-5800-3335 研修受付システム「けんとくん」 <https://www.kentokun.jp>



○ **地域を支える「訪問介護」応援事業における補助金事業の
交付申請を受付中です！**

お知らせ

東京都では、「地域を支える『訪問介護』応援事業」の一環として、今年度新たに「令和7年度訪問介護採用経費支援事業」及び「令和7年度訪問介護事業所等電動アシスト自転車購入経費支援事業」の補助金事業を実施いたします。

9月30日(火)まで申請を受け付けておりますので、ぜひ活用について御検討ください。

なお、**申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても交付ができないため、当該年度に経費が発生する見込みがある場合は、必ず申請期間内のご申請をお願いいたします。**

補助金名	訪問介護採用経費支援事業	訪問介護事業所等電動アシスト自転車購入経費支援事業
対象事業者	交付申請日時点で都内において、訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの指定を受けている事業所。 ただし、上記4種類のサービスを行う都内の事業所数が10か所以上かつ資本金5千万以上の事業者が設置する事業所、国又は地方公共団体が設置する事業所は除きます。	交付申請日時点で都内において、訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの指定を受けている事業所。 ただし、上記4種類のサービスを行う都内の事業所数が10か所以上かつ資本金5千万以上の事業者が設置する事業所、国又は地方公共団体が設置する事業所は除きます。 また、業務継続計画(BCP)を策定していることが要件となります。
対象経費	① 求人媒体への掲載費用 ② チラシの印刷経費 ③ ネット広告料 ④ 就職フェア出展費用 ⑤ 採用事務アウトソーシング費用	電動アシスト自転車の購入経費 ※ 電動アシスト自転車の購入時に附属するバッテリーは補助対象。 (バッテリー単体は補助対象外) ※ 補助対象となる電動アシスト自転車には要件があります。
申請単位・補助金額上限	採用の有無にかかわらず、 1法人 あたり最大80万円(補助率 10/10)まで。	1 事業所 あたり最大 15 万円(=補助基準額 20 万円×補助率 4 分の 3)まで。
申請方法 (2事業共通)	申請書類を東京都ホームページ(※)からダウンロードの上、9月30日(火)【必着】までに、以下郵送先までご郵送ください。 (※)https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/chiiki なお、申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても交付ができないため、当該年度に経費が発生する見込みがある場合は、必ず申請期間内のご申請をお願いいたします。 【申請書類郵送先】 〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-1-8 2F 株式会社コスモピア内 R7 地域を支える「訪問介護」応援事業補助金事務局	
お問合せ先 (2事業共通)	本補助金に関するお問合せは、下記までお願いいたします。	



電話 ☎ : 03-6380-8728 【電話受付時間は、土日祝日を除く9時から 18 時】

メール ✉ : homecare-support-tmg@cosmopia.jp

○ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ

お知らせ

(1) R7年度交付申請を受付中！未申請の事業者はお早めに

(2) 伴走型申請支援について

(1) 令和7年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の交付申請を受付中

昨年度は多くのご申請をいただき、現場の職員の方からも喜びの声を頂戴しております。未申請の法人におかれましてはお早めにお手続きください。事業の説明動画や資料、申請の手続方法は下記ポータルサイトをご覧ください。

【令和7年度交付申請 受付期限】 12月26日（金）まで

● 居住支援特別手当ポータルサイト

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

【事業概要】

- 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

【支給額】

- 職員 1 人当たり年間最大 24 万円
(月 1 万円 + 勤続年数が 1 年目から 5 年目までの介護職員には月 1 万円加算)

(2) 伴走型申請支援について

就業規則を改定したけど申請方法や申請様式の作成で行き詰っている…とお困りのご担当者様へ、事務局が個別にサポートします！

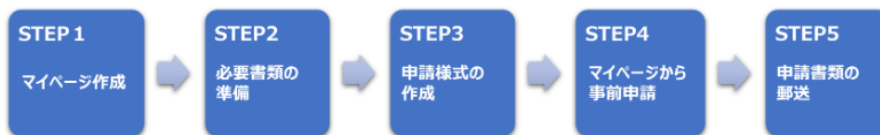
窓口は 19 時 30 分まで開設しており、ご都合にあわせてご利用いただけます。

具体的には、以下の STEP 1～5 の申請完了に至るまでの手続きについて、電話連絡によりご希望を踏まえながら支援しますので、ぜひご活用ください。

※様式の作成や申請を代行するものではありません。

● 東京都居住支援特別手当事業 申請支援について（令和 7 年度）

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp/support.html>



☎ 5 営業日を目安に次のステップに進めるようご連絡します

（対象）令和 7 年度未申請で、居住支援特別手当に係る就業規則等の改定を既に済ませている事業者様

（実施期間）令和 7 年 9 月 1 日（月）～ 12 月 26 日（金） ※お申し込みは 11 月 7 日（金）まで

伴走型支援の申請・お問い合わせ

03-6821-1760（9：00～19：30）※土曜日、日曜日、祝休日は除く

【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 （電話 03-4500-0111）

○「介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業」において、
①訪問介護員補助者同行支援 ②防犯機器等導入支援の補助金事業を新たに開始します！

東京都では、「介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業」の一環として、訪問系介護サービス事業所を対象とした「令和7年度訪問介護員補助者同行支援補助金」及び「令和7年度訪問系介護サービス事業所に対する防犯機器等導入支援補助金」事業を今年度より新たに実施いたします。

ぜひ活用についてご検討ください。

なお、申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても交付ができないため、当該年度に経費が発生する見込みがある場合は、必ず申請期間内のご申請をお願いいたします。

補助金名	①訪問介護員補助者同行支援	②防犯機器等導入支援
対象事業者	交付申請日時点で都内において下記サービスの指定を受けている事業所 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型介護看護、小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援	
対象経費	カスタマーハラスメントに対応するため複数人による訪問を行った際に同行者に支払う謝金 ※ただし、次の（１）から（３）までに掲げる要件のいずれにも該当すること。 （１）利用者等によるカスタマーハラスメントが発生している又は発生するおそれがあることから、複数人による訪問が必要であると知事が認めること。 （２）利用者からの暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められ、複数人による訪問が必要なケースにもかかわらず、複数人による訪問を行うことに利用者等の同意が得られず介護報酬の加算等が適用できないこと。 （３）補助の対象となる謝金を受領する同行者が、実施要綱に定める介護事業者向けカスタマーハラスメント対策説明会（以下「対策説明会」という。）を聴講すること。	訪問介護員等に対するハラスメント対策として、セキュリティ確保に必要な以下の防犯機器の初度整備に係る経費 （１）防犯ブザー 危険を察知した際に大音量で周囲に知らせるための端末 （２）防犯ボタン付きセキュリティ端末 位置検索機能及び緊急時における警備会社への通報機能を有する端末 （３）ボイスレコーダー ハラスメント行為を録音するために使用する機器 ※防犯機器の運用に係るランニングコスト（月額使用料等）等に係る経費は補助対象外とする。
補助額	1回の介護サービス等に要した時間及び訪問先と事業所との往復の時間に対する給与相当額（1時間当たり1,700円を上限とする。）	1事業所あたり10万円まで
補助率	4分の3	2分の1
申請方法	事業の詳細や申請方法については、下記のホームページにてご確認ください。 https://tokyo-fukushi-kaigo-customer-harassment.pages.dev 【交付申請受付期間】 令和7年8月29日（金）～令和7年10月10日（金）	



	<u>なお、申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても交付ができないため、当該年度に経費が発生する見込みがある場合は、必ず申請期間内のご申請をお願いいたします。</u>
お問合せ先	東京都介護現場カスタマーハラスメント対策強化事業 補助金事務局 TEL:03-6626-4942

○ ポータルサイト「ふくむすび」のマイページ機能が新しくなりました！

お知らせ

<ふくむすびに係るお知らせ>

ポータルサイト「ふくむすび」では、東京都内の
[福祉事業所情報](#)や[求人情報](#)、[コラム](#)や[福祉用語集](#)
等各種コンテンツなど福祉のしごとに関する情報を
随時発信しています。

このたび、「ふくむすび」のマイページ機能が新しくなり、より便利に一般ユーザーとのメッセージのやり取りができるようになりましたので、お知らせいたします。

事業所の採用関係ご担当者様においても、[法人・事業所マイページ](#)へログインいただき、人材確保にご活用頂ければと思います。



<事業者マイページでできること>

○施設・事業所にマッチした人材の採用【New！！】

メッセージ機能で求職者(一般ユーザー)にスカウトメールを送ることができます！

○求職者ふくむすびマイページユーザーとのマッチング

法人・事業所の求人情報の条件と求職者の希望する条件とのマッチング状況をマッチ度順に確認できます！

○施設・事業所のアピール

「ここはどこにも負けない！」という施設・事業所の魅力や強みを入力して求職者にアピールできます！

○働きやすい福祉の職場宣言申請

働きやすい福祉の職場宣言に申請することで、各事業所の「働きやすい職場づくり」に関する取組状況が公表されます！

★ログインは青いアイコンをクリック→



※当サイトで掲載している求人情報は、東京都社会福祉協議会が運営している「福祉のお仕事」サイトから収集している情報であるため、ふくむすび上で掲載・修正等を行うことはできません。

求人情報の掲載・修正等は[こちらから](#) ⇒ [福祉のお仕事 - 求人票を検索する](#)

※また、法人・事業所情報は、東京都福祉保健財団が運営する「とうきょう福祉ナビゲーション」から収集し、掲載しています。これらの情報は事業所が東京都・区市町村へ届け出ている情報が自治体から提供されて福ナビサイトに掲載されており、同時にふくむすびにも掲載される仕組みです。

<ふくむすびで採用活動をするメリット>

○費用0円で採用活動ができます

ふくむすびなら、高額な仲介手数料等をかけずに採用活動を行うことができます。採用活動は、多様なチャネル、ツール、機会を活用して幅広く展開することが重要と言われています。様々な手法のうちの一つとして、積極的にご活用いただけますと幸いです。

<当サイト R6 年度実績>

○年間PV数：1,688,594PV達成！ 多くの人に見ていただいています。

○年間マイページ登録者数：319人(累計3,177人)

★東京都からのお願い…

積極的な事業者情報の入力をお願いしております。

マイページから情報の編集ができますので、日頃から最新情報に更新してデータを充実し、求職者の職場選びの指標となるようご協力をお願いいたします。

<問い合わせ>

福祉局生活福祉部地域福祉課

◆電話 03-5320-4095 ◆FAX 03-5388-1403

◆メールアドレス S1140403@section.metro.tokyo.jp

○ 令和7年度第1回福祉用具専門相談員スキルアップ講習会のご案内

お知らせ

1 講習内容

テーマ:『障害別福祉用具の選び方と使い方』

脳血管障害、パーキンソン病、認知症など、高齢者に多くみられる症例のそれぞれの特性に即して、福祉用具の選び方、使い方を学びます。

2 受講対象

- ①福祉用具専門相談員指定講習会 修了者
- ②福祉用具貸与・販売店等で貸与・販売や相談などの業務に従事している方
- ③その他、特に受講を希望する方

3 講習日時

令和7年10月30日(木) 午前9時30分～午後4時30分

4 講師

(有) 望月彬也リハデザイン 代表取締役 望月 彬也 氏

5 講習会場

公益財団法人 東京都福祉保健財団 「多目的室1」および「福祉用具実習展示室」
(新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング19階)

6 定員

30名(先着順)

7 受講料

3,000円(税込み)

8 申込期間

令和7年10月16日(木)まで

9 申込方法

ホームページ(URL:https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_shitei/)に申込書を掲載しておりますので、必要事項を記載しメールまたはFAXにてお申込みください。

【お問い合わせ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当
電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

○ 令和7年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの深化・推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和7年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>



東京都訪問看護推進総合事業

<R7年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護(在宅ケア)、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修:共通科目、在宅療養にかかる科目	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金)
	(2) 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	7月18日(金) 締切は終了しておりますが、今年度雇用する事務職員について申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金) 3回目 1月30日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	6月27日(金) 締切は終了しておりますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中！ 各教育ステーションへ直接申込ください。 9月から新たに教育ステーションとして4ステーションを追加予定です。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1)育成定着推進コース 受付終了しています。 (2)その他コース 10月～12月頃実施予定 ※詳細は別途ご案内いたします。
	いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 在宅療養訪問看護シミュレーション研修 ※東京都公立大学法人に受託して実施します。	研修の申し込みを受け付け中です。 9-11月テーマ「終末期におけるアセスメントと報告」 ※詳細は、委託先のホームページをご覧ください。 https://ikiikianshin.com/

	訪問看護人材確保事業	12月6日(土)開催予定 ※詳細は別途ご案内いたします。
	訪問看護オンデマンド研修の動画公開中	令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。 訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！ https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4gRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE  ※本動画のリンクを、<u>関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。</u>

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5000-7560

○ 令和7年度東京都認知症シンポジウムの開催について

お知らせ

認知症に対する正しい理解の促進のため、9月21日「認知症の日」認知症シンポジウムを開催しております。第19回目となる今回は、以下のとおり実施します。ぜひご参加ください。

・開催日時

令和7年9月25日(木曜日)14時から16時20分まで(受付13時)

・開催場所

都議会議事堂1階「都民ホール」

・内容

- ・とうきょう認知症希望大使任命式
- ・とうきょう認知症希望大使による座談会
- ・予定テーマ:「普段の暮らし」、「皆さんに伝えたい思い」など
- ・ファシリテーター:進藤由美氏(地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター健康長寿医療研修センター副センター長)
- ・講演「認知症世界の歩き方～認知症の方が生きる世界を体験する～」
- ・講師:寛裕介氏(特定非営利活動法人イシュープラスデザイン代表)

・費用

無料

・参加方法・定員

- ・会場又はオンライン
- ・定員は合計400名程度(会場200名程度・オンライン200名程度)
- ・会場、オンラインともに、申し込み多数の場合は抽選とさせていただきます。
- ・オンラインの場合は定員を超えても、以下URLからライブ及視聴ができます。

URLは、後日、ホームページに掲載します。

https://youtube.com/live/n_6TY8TBI7E?feature=share



・申込方法

参加をご希望の場合、以下URL又は電話により、**9月11日(木曜日)17時**までにお申し込みください。

[参加申込専用フォーム]

<https://logoform.jp/form/tmgform/1163528>



[参加申込電話番号]

03-6661-0205(東京都認知症シンポジウム事務局)

平日9時から17時

・東京ポイント

事前に申し込み、当日参加された方が、終了後にアンケートをご提出いただくと、東京ポイント(100pt)を取得できます。

取得方法は以下のとおりです。

【会場参加の場合】

シンポジウム終了後、アンケートをご提出いただくと、引き換えに二次元コードを印刷した用紙をお渡しします。受け取られたら、二次元コードを読み取り、東京ポイントを取得してください。

【オンライン参加の場合】

シンポジウム終了後、一定時間以内にアンケートをご提出いただくと、申込時にお知らせいただくメールアドレス宛に二次元コード(または URL)をお送りします。受け取られたら、二次元コードを読み取り、東京ポイントを取得してください。

東京ポイントは、東京都などが実施するキャンペーンに参加することで、東京アプリ内に付与される東京都独自のポイントです。取得したポイントは、「au PAY 残高」「d ポイント」又は、都立施設で利用できるチケットと交換することができます。

・その他

託児保育サービスの利用を希望される方は、とちょう保育園(事前申し込み制・定員制)が利用できる場合がありますので、各自でお申し込みください。

電話(平日 10 時から 17 時まで)03-5990-5301



【ホームページ】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/gyouji/symposium/index.html

「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

■ 見守る方へ、東京都消費生活総合センターからのお願い Part5

身元保証等サービスの勧誘及び契約にご注意ください！！

今回は「（身元保証等）高齢者終身サポート事業」についてご紹介します。

高齢者が病院へ入院するときや施設へ入所するとき、多くの場合、**身元保証人が必要**とされます。しかし、高齢者単独世帯の増加に伴って、身寄りのない高齢者や身寄りはいても頼りたくないとする高齢者が増加しており、こうした高齢者をターゲットにして「**身元保証等サービス**」・「**日常生活支援サービス**」・「**死後事務サービス**」など「**高齢者終身サポート事業**」を提供する事業者が増えています。この事業に関しては、**現時点においても規制する法律はありません**が、令和6年6月、内閣府を中心とした関係省庁が連携して、ようやく事業者向けのガイドラインが制定されました。

当該事業の主な問題点は以下のとおりです。

- ① 加齢等により判断能力が不十分になることも想定される高齢者が契約主体であるにもかかわらず、契約内容が複雑である。
- ② 金額も高額、かつ、費用の一部を前払いするケースが多い。
- ③ （契約者である高齢者本人が亡くなってしまうと）死後事務等、契約内容がきちんと履行されたかどうか、確認できない場合がある。

令和6年度から、厚生労働省が「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」を通して、「**身元保証を代替する支援・日常生活支援・死後の事務支援**」の提供を始めたほか、都内社会福祉協議会でも独自に身元保証等サービスを提供しているところがあります。また、同じく社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」で補完できる部分も多くあります。介護の現場において、高齢者から、身元保証等の相談を受けることがあるかもしれませんが、高齢者が亡くなった後、事業者へ財産を贈与することが契約内容に盛り込まれているなど悪質なケースもありますので、**急いで契約をするのではなく、今ある制度で代替できるものはないか、よく調べてみるよう**助言をしてください。

ご不明な点は、みなさまから消費生活センター（188）にご相談いただいてもかまいません。一緒に高齢者を見守っていきましょう！

■ 高齢者見守り人材向け出前講座のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期に発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応（消費生活センターへの相談方法等）

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2025年4月1日から2026年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB」（下記）を参照のこと。）

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

（この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）

派遣場所：都内のご希望の場所（島しょ地域を除く。）

費用：**無 料**

申込条件：●申込者…都内の地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、金融機関、宅配事業者、町会・自治会の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2025年4月1日から2026年3月10日まで(先着200回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/kourei.html

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会 事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 高齢者見守り・連携担当

TEL: 03-6228-1331